

地域で高齢者によるボランティア活動の立ち上げを検討されている方へ

横浜市高齢者生きがい活動促進支援事業

～高齢者が主体の有償ボランティア活動の立ち上げ費用に対する補助事業です～

「高齢者生きがい活動促進支援事業」は、企業を退職した高齢者等が主体となり、介護予防や生活支援の活動等を行う団体等の立ち上げを支援することを目的としています。

新たな活動を始めるボランティア団体やNPO法人等に、活動の立ち上げに必要な経費を助成します。

なお、本事業は「介護保険事業費補助金」（国庫補助）を財源としているため、最終的には、国の選考を経て補助金を交付します。

1 対象となる団体

新たに組織化するNPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等。

■ 補助の対象となるためには、下記の取組条件をすべて満たす必要があります。

- ・ 高齢者の課題の解決に資するボランティア活動であること。
- ・ 事業により得られた収入の一部が、ボランティア活動を行う高齢者へ支給されること。
（団体の活動の担い手として、有償ボランティアの高齢者がいること）
- ・ 事業の運営費は、団体の事業収入で賄っていくこと。
- ・ 高齢者が行うボランティア活動が、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となること。

2 補助額の目安

1か所あたり100万円以内（定額補助）を予定（47都道府県で25か所）。

3 補助対象経費

本事業にかかる団体が、新規に本事業を行う際に必要な経費（初度経費）。

【例：備品購入費、消耗品費】



4 申込について

まずは、団体の活動が、国要綱の趣旨や要件を満たしていることを確認しますので、事前相談をお願いします。

本事業の趣旨に合致する団体の方に申請書の様式をお渡ししていますので、次の連絡先まで、申請書を御提出ください。提出期限：令和元年5月31日（金）まで

<事前の相談先>

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL 671-3464 FAX 681-7789

E-mail : kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp 横浜市健康福祉局 地域包括ケア推進課